

参考

# 独占禁止法教室

<公正取引委員会の事件審査について>

## 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号)

### ○目的(第1条)

「この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする」

⇒市場における公正かつ自由な競争の達成を目指すのが公正取引委員会

〈市場競争基盤の整備が公正取引委員会のミッション〉



### 競争による消費者のメリットは？

市場における競争を消費者の立場から見てみましょう。

企業同士が競争すると、こんなメリットがある



企業が競争することによって、商品の**低価格化**、**サービスの充実**、**機能の改良**などが行われ、消費者は、**さまざまな商品の中から**欲しい商品を自由に**選択**することができます。



私たちが安くて良い商品を買えるワケ。～市場における競争の必要性～



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

## もし競争がなかったら、どんなことが起こるの？

ケース1

どのお店も  
同じ値段だなあ



ケース2

どこへ行っても  
ぜんぜん安くないヨー!



ケース3

いつも同じ顔ぶれの  
会社が落札しているよなあ



ケース4

この部品ってこの  
メーカーのしかないのかなあ



ケース5

なぜこのお店で  
売ってないのかなあ



ケース6

最近、急に  
値上がりしたなあ





## 競争による企業側のメリットは？

よりよい商品を作るための努力などによる

- 企業の成長・事業の活性化
- 技術革新
- 市場規模の拡大

競争する企業側にもメリットがあるのかな？

## 社会全体のメリットは？

- 雇用の増加
- 設備投資など経済の拡大
- 日本経済の活性化・発展

※ ただし、みな「競争」のメリットを享受するには、「ルールある競争」(公正で自由な競争)が不可欠

- 事業者の市場への自由な参入が妨げられないこと
- 事業者の取引先の選択が自由かつ自主的に行われること
- 価格その他の取引条件の設定がそれぞれの事業者の自由かつ自主的な判断で行われること
- 価格、品質、サービスを中心とした公正な手段による競争が行われること

## 公正かつ自由な競争の促進

該当する行為を禁止

事業支配力の  
過度の集中を防止

私的独占

不当な取引制限

不公正な取引方法

企業結合規制

事業者の創意  
の発揮

事業活動の活発化

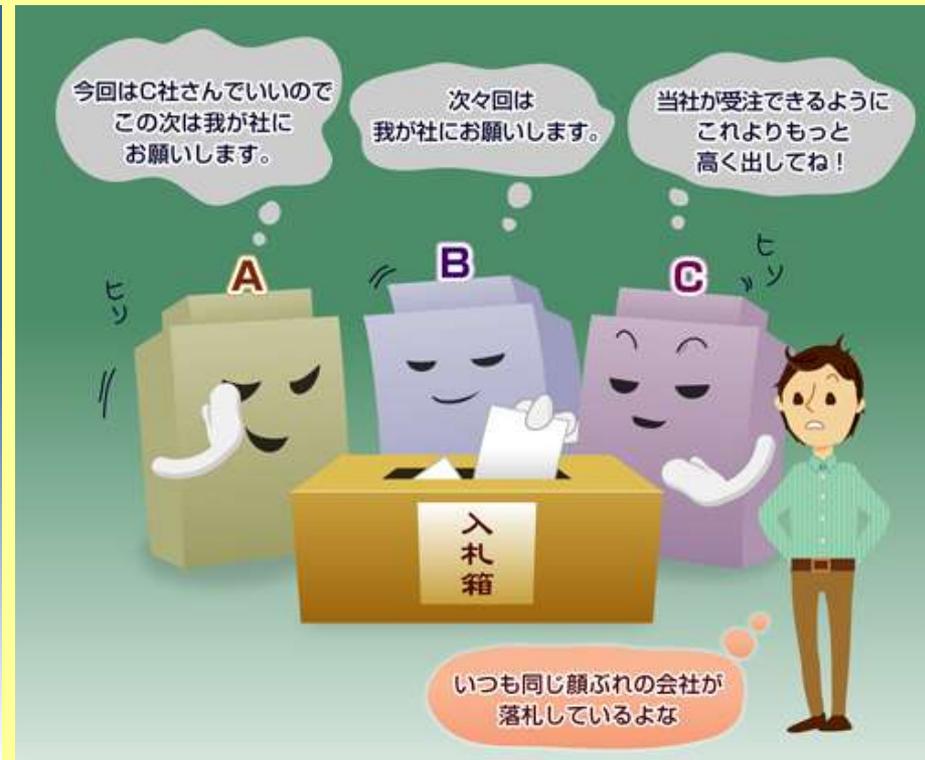
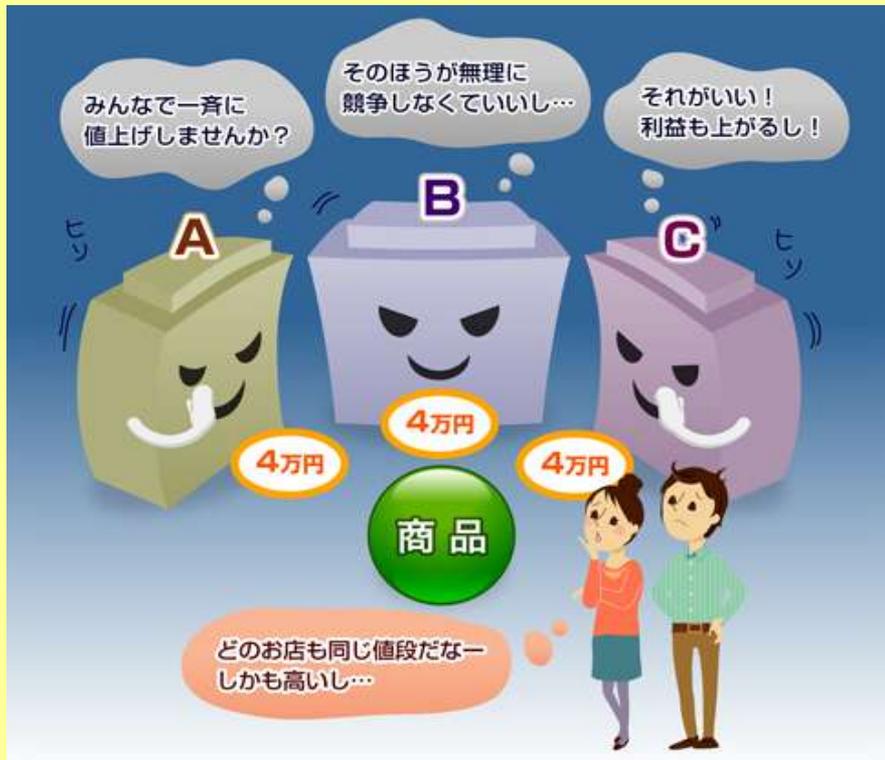
雇用・国民実所得  
水準の向上

一般消費者の利益確保

国民経済の民主的で  
健全な発展

### 不当な取引制限（複数の事業者の競争制限合意を規制）

- カルテル（価格・数量・市場分割）
- 入札談合
- 事業者団体による価格・数量決定



## 私的独占(市場支配的地位にある事業者の競争制限行為)

### ● 排除型私的独占

事業者が単独又は他の事業者と共同して、不当な低価格販売などの手段を用いて、競争相手を市場から排除したり、新規参入者を妨害して市場を独占しようとする行為

### ● 支配型私的独占

事業者が単独又は他の事業者と共同して、株式取得などにより、他の事業者の事業活動に制約を与えて、市場を支配しようとする行為



## 不公正な取引方法

例えば、次のような行為

(独占禁止法第2条第9項のほか、公正取引委員会告示により定められている。)

### ●共同の取引拒絶

正当な理由がないのに、競争事業者と共同して、他の事業者に対し、供給拒絶や供給に係る商品の数量の制限等を行うこと。

### ●不当廉売

正当な理由がないのに、供給に必要な経費を大幅に下回る価格で継続して販売するなどして、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

### ●再販売価格の拘束

正当な理由がないのに、取引先事業者に対して、転売する価格を指示し、遵守させること。

### ●優越的地位の濫用

取引上の地位が優越していることを利用して取引の相手方に不当に不利益を与えること。

### ●排他条件付取引

不当に、競争事業者と取引しないことを条件として取引し、競争事業者の取引の機会を減少させるおそれがあること。

### ●拘束条件付取引

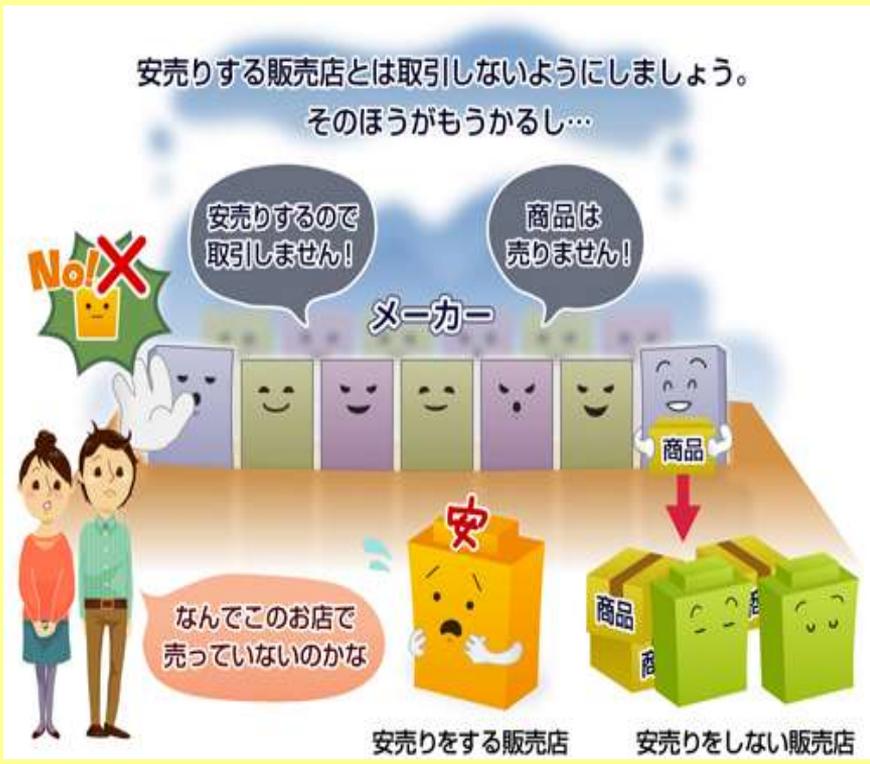
販売形態・販売地域などについて不当に拘束する条件を付けて取引すること。

### ●取引妨害

競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害すること。

# 独占禁止法が禁止している行為(不公正な取引方法の例)

## 共同の取引拒絶



## 再販売価格の拘束



競争関係にある企業が共同で特定の企業との取引を拒んだり、第三者に特定の企業との取引を断らせたりする行為

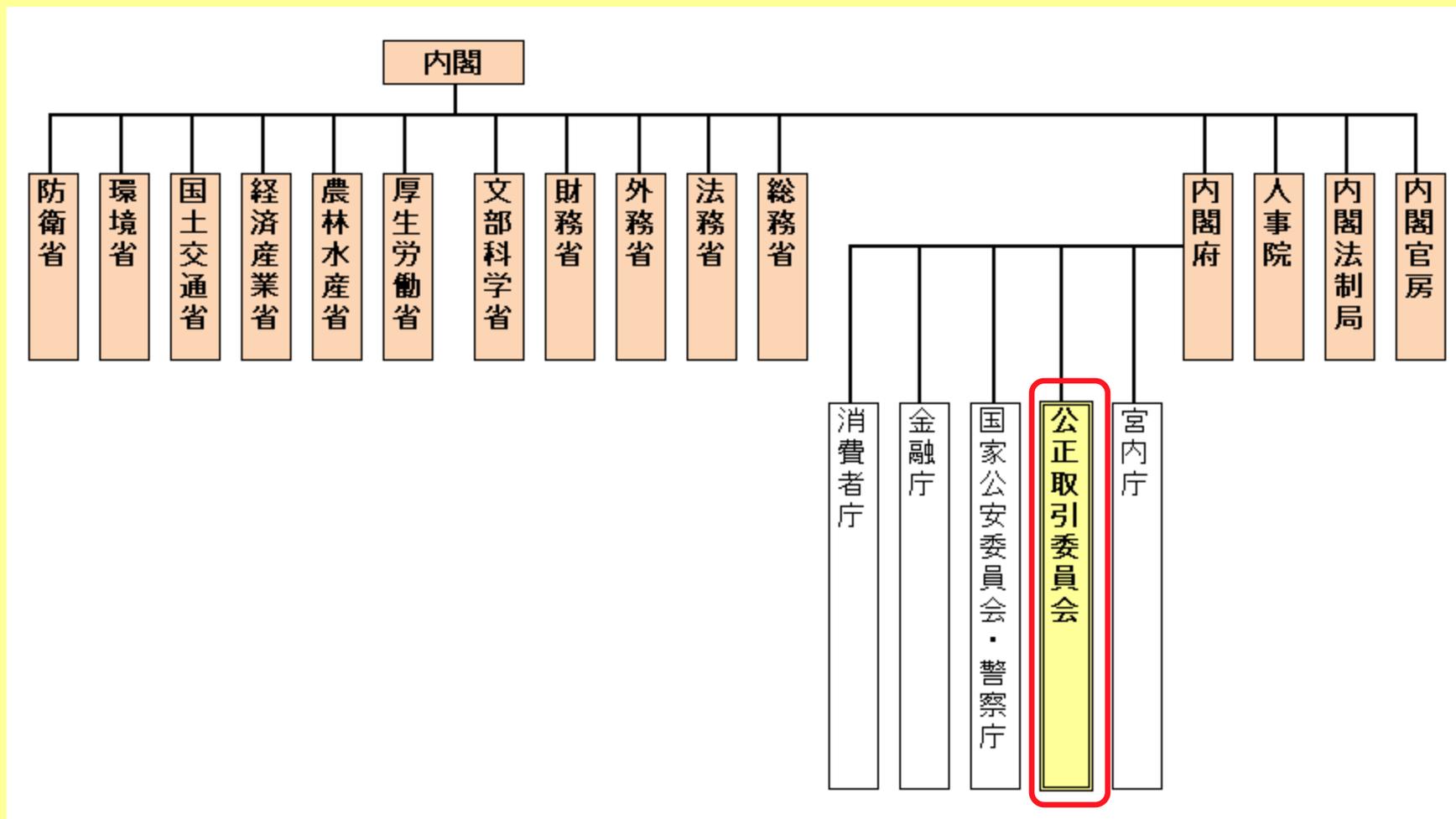
メーカーが指定した価格で販売しない小売業者等に対して、卸価格を高くしたり、出荷を停止したりして、小売業者等に指定した価格を守らせる行為

## 競争制限的な企業結合の禁止

- 企業結合（株式保有，役員兼任，合併，共同新設分割・共同株式移転，事業譲受け等）は，「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」場合は禁止。



### 3 公正取引委員会とは？①



「公正取引委員会」は、内閣府、文部科学省、農林水産省など同じ、国の行政機関です。公正取引委員会は、内閣府の外局として昭和22年に設置されています。

公正取引委員会は、「独占禁止法」にかかわる違法行為を取り締まり、市場経済の基本ルールが守られるよう監視しています。「市場の番人」ともいわれています。

## 公正取引委員会とは？②

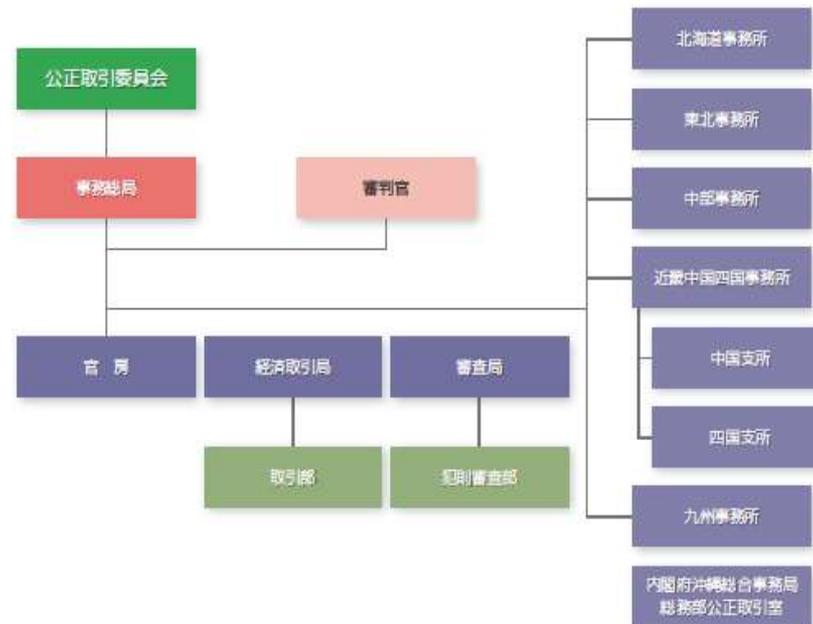


独占禁止法の運用・競争政策の運営には、法律・経済に関する豊富な知識と高度な専門性が必要とされます。公正取引委員会の委員長及び4人の委員は、35歳以上で法律又は経済に関する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が国会の同意を得て任命します。公正取引委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行使します。このため公正取引委員会は、「独立行政委員会」とされています。

公正取引委員会の事務を処理するため、事務総局が置かれています。事務総局は、官房、2局(経済取引局及び審査局)・2部(取引部及び犯則審査部)から成る本局と5地方事務所・2支所で構成されています。公正取引委員会の役割の重要性の高まりとともに、予算・人員ともに強化されてきています。なお、競争政策を積極的に展開し、強力に実施するために、公正取引委員会の位置付けについて、よりふさわしい体制に移行する必要があることから、平成15年4月、公正取引委員会は総務省の外局から内閣府の外局に移行しました。



廣田委員 後藤委員 竹島委員長 沖福委員 藤川委員



- ❑ 独占禁止法を運用するため、内閣総理大臣の所轄に属する行政委員会として設置（内閣府の外局）
- ❑ 委員長（1人）及び委員（4人）から成る合議制の機関
- ❑ 職権行使の独立性が法定化（「公正取引委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。」（独占禁止法第28条））
- ❑ 公正取引委員会の事務を処理するため、事務総局を設置（平成22年度末の定員数は791名）

## □ 独占禁止法に違反したらどうなるのか？

### □ 公正取引委員会による行政処分

- 排除措置命令
- 課徴金納付命令

### □ 刑事罰

- 公正取引委員会から検事総長に対して刑事告発
- 実行行為者は5年以下の懲役又は500万円以下の罰金，法人は5億円以下の罰金

### □ 民事訴訟（私人による民事的救済）

- 差止請求訴訟（不公正な取引方法）
- 損害賠償請求訴訟

## □ 排除措置命令

- 違反行為を行っている事業者，事業者団体等に対し，違反行為の差止めその他違反行為を排除するために必要な措置を採ることを命ずる行政処分。
- 違反行為が既になくなっている場合にも，公正取引委員会が特に必要があると認めるときは，違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。

### 排除措置命令の具体的内容

- 違反行為の差止め，取引先等への周知徹底，将来における不作為の命令（今後同様の行為を行ってはならない），再発防止措置の構築，公取委への報告等，違反行為の個別具体的な形態に応じて工夫される。

例：日本道路公団・国土交通省発注の橋梁談合事件

談合に関与した営業責任者の配置転換，少なくとも今後5年間同業務に従事させないことを取締役会で決議させた。

### 排除措置命令に違反した場合

- 命令が確定する前 ⇒ 50万円以下の過料
- 命令が確定した後 ⇒ 2年以下の懲役又は300万円以下（法人は3億円以下）の罰金

## 課徴金納付命令

- 違反行為に係る期間（最高3年間）における対象商品・役務の売上額又は購入額等に以下の算定率を乗じた額の課徴金の納付を命ずる行政処分。
- 不当な取引制限，私的独占及び一定の不公正な取引方法が対象。

		製造業等	小売業	卸売業
不当な取引制限		10% (4%)	3% (1.2%)	2% (1%)
私的独占	支配型私的独占	10%	3%	2%
	排除型私的独占	6%	2%	1%
不公正な取引方法	不当廉売，差別対価等（注2）	3%	2%	1%
	優越的地位の濫用	1%		

（注1）（ ）内は中小事業者に対する算定率

（注2）過去10年以内に同一類型の違反行為（共同の取引拒絶，差別対価，不当廉売，再販売価格拘束）を繰り返した場合

## 課徴金納付命令の実績

- H20年度 （87事業者，約270億円）
- H21年度 （106事業者，約360億円）
- H22年度 （156事業者，約720億円）

## □ 刑事罰

- 不当な取引制限，私的独占などを行った企業や実行行為者に対しては罰則が規定されている（例：不当な取引制限に違反した場合は，法人は5億円以下の罰金，個人は5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）（独占禁止法89条，95条）。
- 公正取引委員会は，犯則調査権限を用いた調査により犯則の心証を得たときは，検事総長に告発しなければならない（独占禁止法74条）。

## 最近の告発事案

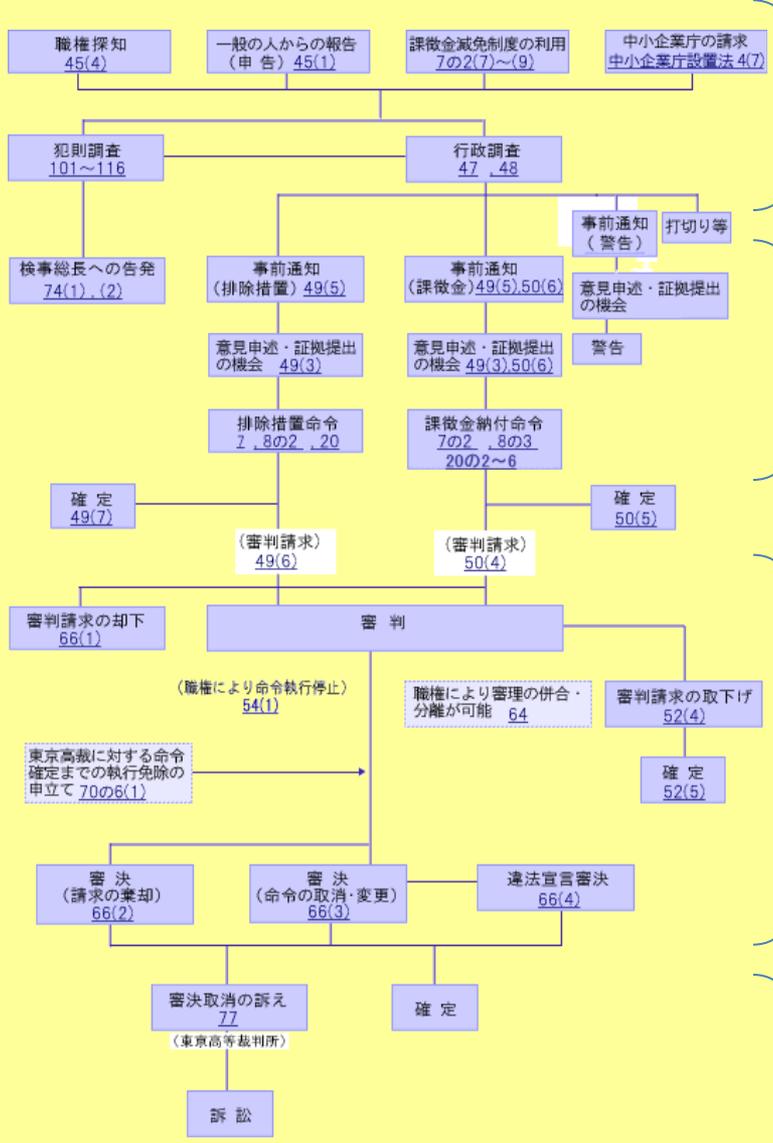
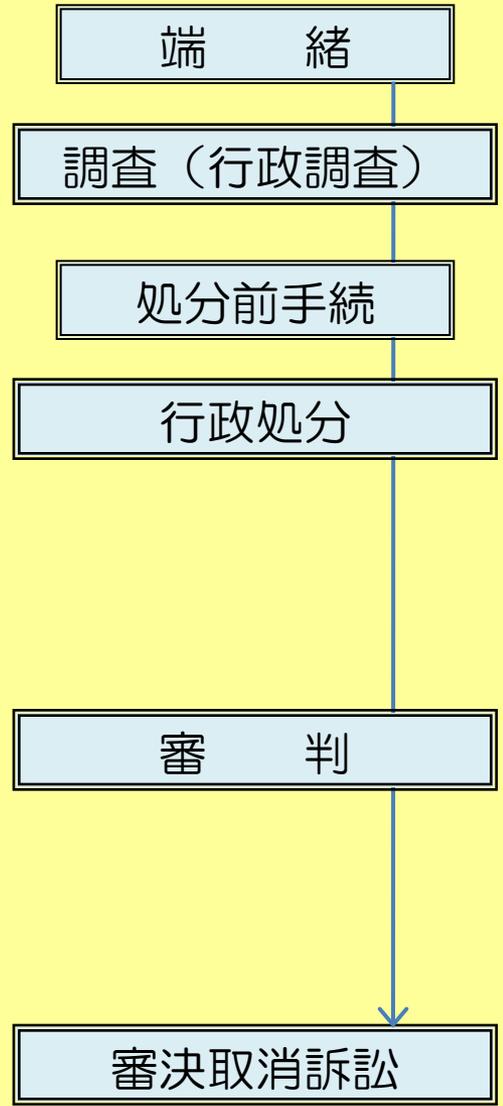
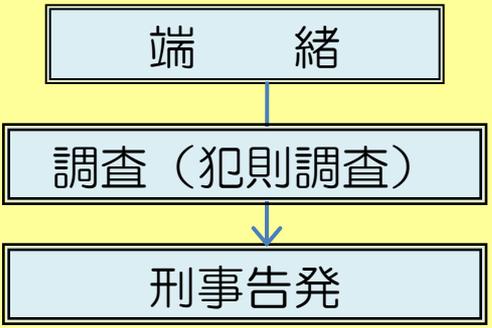
○ **溶融亜鉛めっき鋼板製造販売業者**（平成20年11月11日告発，12月8日追加告発）

不特定多数の需要者向け溶融55パーセントアルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限していた行為について，溶融亜鉛めっき鋼板製造販売業者3社及び当該溶融亜鉛めっき鋼板製造販売業者等4社で同商品の販売業務に従事していた者6名を検事総長に告発。

東京地方検察庁は平成20年12月8日に起訴。平成21年9月15日，東京地方裁判所において，被告会社に1億6000万円～1億8000万円の罰金，被告会社等の販売業務に従事していた者に懲役10月～1年（執行猶予3年）の有罪判決が出された。

## 【刑事処分】

## 【行政処分】



## 1. 調査の開始（端緒）

公正取引委員会では、職権探知、一般の方からの報告（申告）や「課徴金減免制度」の利用などによって得た情報を端緒として、独占禁止法違反被疑事件に関する調査を開始します。独占禁止法違反被疑事件に関する調査活動を「事件審査」あるいは単に「審査」と呼ぶこともあります。

### ○ 申告

独占禁止法に違反する事実があると思うときは、誰でも、公正取引委員会に対し、その事実を報告（申告）し、適切な措置を採るよう求めることができます（法第45条第1項）。

### ○ 課徴金減免制度

事業者が、自らの違反行為（談合・カルテル）に係る事実を自主的に公正取引委員会に報告した場合には、当該違反行為に係る課徴金を免除又は減額する制度です（独占禁止法第7条の2第10項ほか）。

カルテルは秘密裏に行われるものであり、また、物証を残さないため、解明が困難であるということにかんがみて、平成17年の独占禁止法改正により新たに設けられた仕組みです。欧米ではリーニエンシー・プログラムなどと呼ばれています。

## 2. 調査活動

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為を立証するため、違反の疑いのある事業所内の関係書類や関係者の供述などの証拠を収集する調査権限を持っています。調査には、行政処分へとつながる「行政調査」と刑事処分へとつながる「犯則調査」とがあります。

### ○ 行政調査

行政調査は、独占禁止法に違反する事実があると思料した場合に行われる調査であり、**営業所などへの立入検査**を実施して**関係書類の提出を命じ**、また、関係者に出頭を命じて**事情聴取**するなどの調査を行うことができます（法第47条）。**相手方が調査に応じない場合には刑罰が科される**こととなります（間接強制）。

行政調査の結果、独占禁止法に違反する行為があると認められる場合には、排除措置命令とともに、課徴金の対象となる違反行為の場合には、課徴金納付命令を行います。



立入検査  
（事業者の営業所等に立ち入り、資料を収集する）



事情聴取  
（関係者から事情を聴取し、調書を作成する）



報告徴収  
（必要な情報を事業者に報告させる）

## 3. 処分前手続

### ○ 事前通知・意見申述機会の付与

事件審査（行政調査）の結果、「排除措置命令」や「課徴金納付命令」を行おうとするときは、名あて人に対し、あらかじめ、予定される命令の内容等を通知し、意見申述・証拠提出の機会を付与しなければならないこととされています（独占禁止法49条3項，50条6項）。

### ○ 証拠の説明

また、名あて人となるべき者から申出があったときその他必要があるときは、公正取引委員会が認定した事実を基礎付けるために必要な証拠について、説明を行っています（公正取引委員会の審査に関する規則25条）。

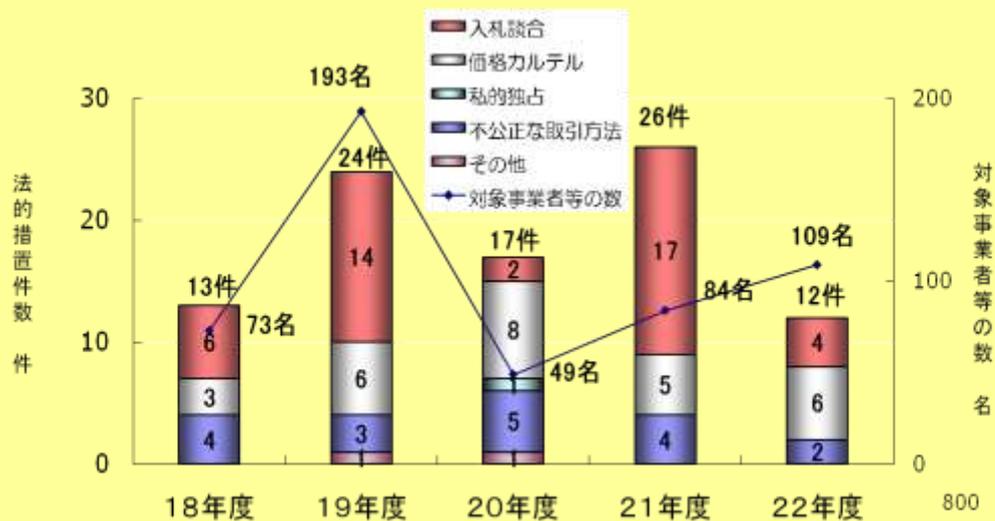
#### <参考：行政手続法に基づく処分前手続>

行政機関が行政処分を行う際の手続の一般ルールは、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章に定められています。同法では、行政機関が不利益処分をしようとする場合には、聴聞（許認可を取り消すなどの形成処分の場合）、又は弁明の機会の付与（それ以外の不利益処分）という手続を経なければならないこととされています。

ただし、公正取引委員会が行う排除措置命令・課徴金納付命令等の行政処分については、行政手続法の規定は適用されず（独占禁止法70条の21）、独占禁止法に規定する処分前手続を経ることとなります。

## 4. 行政処分

処分前手続において事業者から提出された意見も踏まえた上で、独占禁止法に違反する事実があると認めた場合には、「排除措置命令」や「課徴金納付命令」が行われる。(不服の場合は審判請求。)



## 5. 刑事事件の処理 ①

独占禁止法違反被疑事件のうち、刑事処分が相当と考えられるもの（犯則事件）について調査を行うために必要があるときには、裁判官の発する許可状により、臨検、捜索又は差押えを行うことができます。これを「犯則調査権限」と呼んでいます。

### ○ 犯則調査

犯則調査は、公正取引委員会が刑事告発に相当する事案であると判断した犯則事件（独占禁止法第89条等の罪に係る事件）を対象として行われる調査です。

犯則調査においては、関係者からの事情聴取、所持品の検査等を行うことができる（第101条）ほか、必要に応じて裁判官の発する許可状を得て直接強制の方法により、臨検・捜索を行い、物件を差し押さえることができます（第

### ○ 専属告発制度

不当な取引制限、私的独占などの罪は、公正取引委員会の告発がなければ、公訴を提起できないこととされています（独占禁止法第96条）。

専属告発の制度は、独占禁止法運用の専門機関である公正取引委員会の判断を尊重する趣旨によるものであり、告発を行うかどうかは公正取引委員会の裁量によります。

## 5. 刑事事件の処理 ②

### ○ 公正取引委員会の告発方針（平成21年10月23日 公正取引委員会）

公正取引委員会では、次の事案について、積極的に刑事処分を求めて告発を行う方針としています。

- ① 国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案
- ② 違反行為を反復して行っている事業者・業界，排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち，公取委の行う行政処分によっては独占禁止法の目的の達成ができないと考えられる事案

また，これらの事案に該当すると疑うに足りる相当の理由のある独占禁止法違反被疑事件を犯則調査の対象としています。

### <参考：刑事告発された後はどうなるの・・・？>

公正取引委員会が検事総長に告発を行った場合，通常，検察庁においては，特別捜査部において事件を担当し，地方裁判所に起訴します。

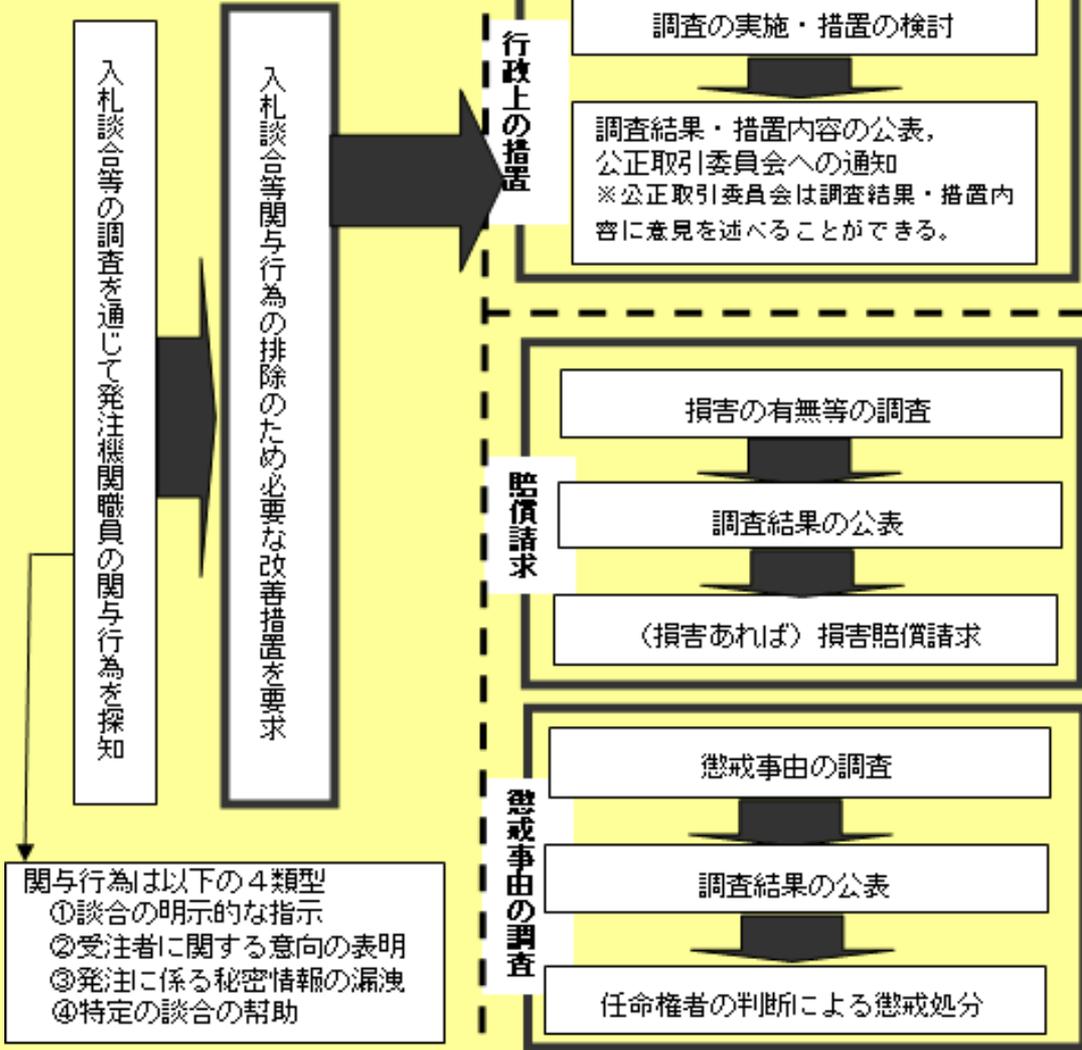
審決取消訴訟の場合と異なり，刑事事件の場合，刑事罰を科すことの重大性にかんがみ，審級省略はしない（第一審は地方裁判所）こととされています。元々は，独占禁止法違反事件については刑事事件であっても審級省略（東京高裁が第一審）とされていたのですが，平成17年の独占禁止法改正により改められました。

# 入札談合等関与行為防止法の概要

## 行政上の措置

公正取引委員会

各省各庁の長等



## 職員に対する刑罰

発注機関職員が、発注機関が入札により行う契約の締結に関し、その職務に反し、談合を唆すこと、予定価格その他の入札に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処される。

## 最近の事例1

### □防衛省航空自衛隊が発注する什器類(オフィス家具)の製造業者らに対する件

(不当な取引制限:平成22年3月排除措置命令)

- 1 株式会社イトーキ, 株式会社内田洋行, プラス株式会社, 株式会社ライオン事務器, 株式会社岡村製作所及びコクヨファニチャー株式会社の6社(以下「6社」という。)は, 遅くとも平成17年11月30日以降, 共同して, 防衛省航空自衛隊発注の特定什器類について, 発注者の意向を受けて納入予定メーカーを決定し, 自ら受注し又は自社製品を取り扱う別紙記載の販売業者に受注させることによって, 納入予定メーカーが納入できるようにしていた。
- 2 この行為は, 独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものであり, 同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令。  
また, この違反行為に関し, 防衛省航空自衛隊第一補給処の職員による入札談合等関与行為が認められたため, 防衛大臣に対し, 入札談合等関与行為防止法の規定に基づき, 改善措置要求。

航空自衛隊第一補給処(所在地:木更津)

資材計画課

- ・毎年度, 調達に係る事業者別の目標(調達要求目標)を設定
- ・当該目標を達成できるよう調達要求

需品班・基地器材班  
什器類の調達要求業務を担当

調達要求

航空自衛隊第一補給処  
東京支処(所在地:十条)

③

並びリストを用いて  
作成した入札仕様書の  
添付資料(同等品  
リスト)に掲載してい  
る製品を調達要求

④

同等品リストに掲載  
している製品を調達  
対象品目としている  
ため, 納入予定メー  
カーの製品の入札額  
が一番低くなる。

入札公告

⑤

落札

販売業者

②

落札指示(並びリスト送付)

②

自社製品が一番安くなるよう  
並びリストを作成・提出

納入予定メーカー  
什器類の製造業者6社

①

- ・什器類の納入予定メーカーに係る意向の提示
- ・入札仕様書の添付資料の原案(並びリスト)の作成依頼

## 最近の事例2

### □ ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社に対する件

(拘束条件付き取引:平成22年12月排除措置命令)

- 1(1) ジョンソン・エンド・ジョンソンは、取引先小売業者との取引に当たり、ワンデーアキュビュー 90枚パック(注1)の販売及びワンデーアキュビューモイスト90枚パック(注2)の販売に関し、それぞれ、当該製品の販売開始以降、当該取引先小売業者に対し、広告(注3)において販売価格の表示を行わないようにさせていた。
  - (2) ジョンソン・エンド・ジョンソンは、DDプランと称する販売促進策(注4)の対象事業者として同社が選定した取引先小売業者との取引に当たり、ワンデーアキュビューモイスト30枚パック(注5)の販売に関し、遅くとも平成21年12月以降、当該取引先小売業者に対し、ダイレクトメールを除く広告において販売価格の表示を行わないようにさせていた。
- (注1)「ワンデーアキュビュー」の商標で販売する一日使い捨てタイプの視力補正用コンタクトレンズを1箱90枚入りで包装したものをいう。
- (注2)「ワンデーアキュビューモイスト」の商標で販売する一日使い捨てタイプの視力補正用コンタクトレンズ(以下「ワンデーアキュビューモイスト」という。)を1箱90枚入りで包装したものをいう。
- (注3) インターネット上に開設されたウェブサイトのトップページ以外のページ及び店頭における広告を除く。
- (注4) ワンデーアキュビューモイストの納入価格の引下げ及びリベートの支払を行うことを内容とするものをいう。
- (注5) ワンデーアキュビューモイストを1箱30枚入りで包装したものをいう。

- 2 この行為は、不公正な取引方法の「拘束条件付取引」に該当し、独占禁止第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第20条第2項の規定に基づき、排除措置命令。

コンタクトレンズの販売

**【拘束条件付取引】**

① 取引先小売業者に対し、ワンデーアキュビュー90枚パック及びワンデーアキュビューモイスト90枚パックの販売に関して

② 特定大口取引先小売業者に対し、ワンデーアキュビューモイスト30枚パックの販売価格の表示を行わないようにさせていた。

販売価格の表示を行った場合には是正させていた。

コンタクトレンズの取引先小売業者

特定大口取引先小売業者  
(一定金額以上の仕入実績等)

コンタクトレンズの小売販売



広告(クーポン誌, ビラ等)



広告に具体的な販売価格は表示されず、代わりに「特別価格」等と表示

●●コンタクト  
お買得価格

メガネの▲▲  
店頭発表

〇〇コンタクト  
特別価格



広告を通じた  
価格競争の回避

一般消費者

## 最近の事例3

### □株式会社ディー・エヌ・エーに対する件

(取引妨害:平成23年6月排除措置命令)

- 1 ディー・エヌ・エーは、特定ソーシャルゲーム提供事業者(注1)に対し、GREE(注3)を通じてソーシャルゲームを提供した場合に当該特定ソーシャルゲーム提供事業者がモバゲータウン(注4)を通じて提供するソーシャルゲームのリンクをモバゲータウンのウェブサイトに掲載しないようにすることにより、GREEを通じてソーシャルゲームを提供しないようにさせていた。

(注1) ソーシャルゲーム提供事業者(注2)のうちディー・エヌ・エーがソーシャルゲームの提供において有力な事業者であると判断して選定した者をいう。

(注2) ソーシャルゲームを提供する事業者(ディー・エヌ・エー及びグリー株式会社を除く。)をいう。

(注3) グリー株式会社の運営する携帯電話向けソーシャルネットワーキングサービスをいう。

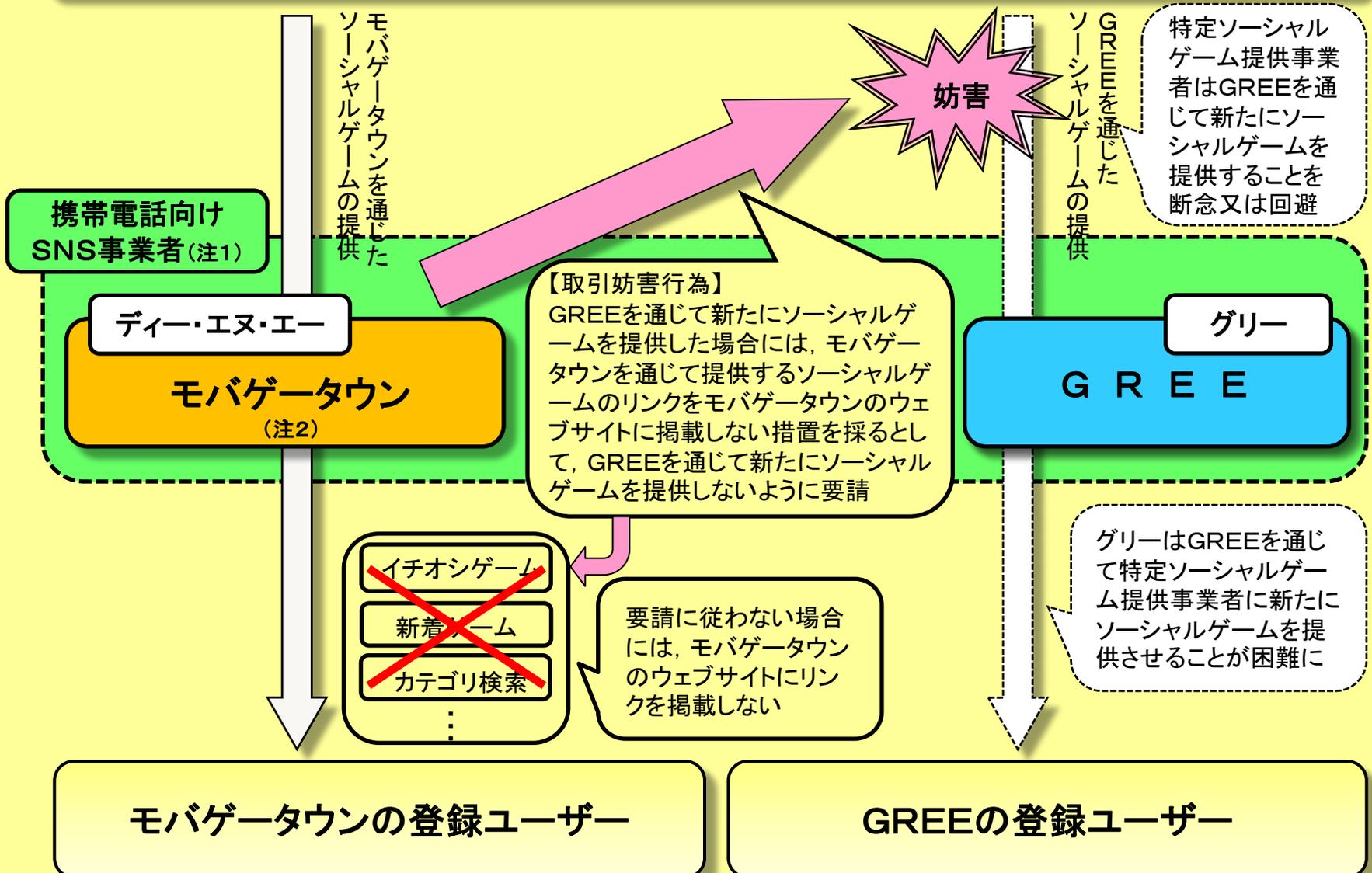
(注4) ディー・エヌ・エーの運営する携帯電話向けソーシャルネットワーキングサービスをいう。

なお、ディー・エヌ・エーは現在、当該サービスを「Mobage」と称している。

- 2 この行為は、不公正な取引方法のうち「競争者に対する取引妨害」に該当し独占禁止法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第20条第2項の規定に基づき、排除措置命令。

# 特定ソーシャルゲーム提供事業者

(ディー・エヌ・エーがソーシャルゲームの提供において有力であると判断して選定した事業者)



(注1) 携帯電話向けソーシャルネットワーキングサービスを提供する事業者をいう。

(注2) 現在は「Mobage」と称している。

修学旅行料金カルテル事件（平成21年7月10日排除措置命令）

平成21年7月11日付け読売新聞記事

山市教委によると、今年度の修学旅行については大半が終了し、すべて5社が手配し、ほぼ当初の見積もり通りの金額で実施されたという。  
5社はいずれも「命令を真摯に受け止め、再発防止に努める」とコメントしている。

旅行会社5社でバス料金を8万円以上にするなど決定



# 修学旅行カルテル認定

## 公取委「5社中3社に排除命令」

岡山市内の市立中学校が実施する修学旅行を巡り、旅行会社5社が宿泊料や貸し切りバス料金や企画料などについて価格カルテルを結んでいたとして、公正取引委員会は10日、独占禁止法違反（不当な取引制限）で5社の違反を認定。うち近畿日本ツーリスト、東武トラベル、トップツアー（いずれも東京）の3社に排除措置命令を出した。

うち、JTB中国四国（広島市）、日本旅行（東京）は立ち入り検査前にカルテルを申告したため、命令を免除されたとみられる。

公取委によると、5社の営業責任者は2007年4月7日頃、岡山市内の中学校が今年度を実施する修学旅行代金について話し合い、①九州方面の場合、貸し切りバスの料金を1日当たり8万円以上とする②宿泊費は仕入れ価格以上とする③企画料は旅行代金の3%以上とする——ことなどで合意。5社は07年10月までに、合意に従って作成した見積もりを各校に提出した。

5社は08年8月に、10年度に実施予定の修学旅行代金についても合意したが、今年1月、各社の本社に合意の存在を指摘する匿名の文書が送られ、一部の社がカルテルから離脱したことで合意は消滅した。岡

21.7.11(朝) 経済39面

# 山陽マルナカに対する件

(平成23年6月22日排除措置命令・課徴金納付命令)



山陽マルナカ

様々な手段を通じた  
優越的地位の濫用

## 新規開店等の際の 従業員等の不当使用

特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品について、当該特定納入業者の従業員等が有する技術又は能力を要しない商品の移動、陳列、補充、接客等の作業を行わせるため、あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた。

## 「見切り基準」を経過した商品の 不当な返品

自社が独自に定めた「見切り基準」と称する販売期限を経過した商品について、当該商品を納入した特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、返品していた。【食品課】

## 新規開店又は催事等の実施の際の 協賛金の支払の強要

特定納入業者の納入する商品の販売促進効果等の利益がない又は当該利益を超える負担となるにもかかわらず、金銭を提供させていた。

## 割引販売を行うこととした商品の 納入価格の不当な減額

- ① 季節商品の販売時期の終了等に伴う商品の入替えを理由として割引販売を行うこととした商品について、当該商品を納入した特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該商品の仕入価格に50パーセントを乗じて得た額に相当する額を、当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた。【食品課】
- ② 全面改装に伴う在庫整理を理由として割引販売を行うこととした商品について、当該商品を納入した特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該割引販売において割引した額に相当する額等を、当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた。【食品課、日配品課】

## クリスマス関連商品の 購入強制

- 仕入担当者から、特定納入業者に対し
- ① 懇親会において申込用紙を配付し最低購入数量を示した上でその場で注文するよう指示する
  - ② 特定納入業者ごとに購入数量を示す方法により、クリスマス関連商品を購入させていた。

(注) 山陽マルナカは、従業員等の不当使用や協賛金の支払の強要等の様々な手段を通じて一つの優越的地位の濫用行為を行っていたものである。

特定納入業者



## 誰のための独占禁止法か？

→ 公正・自由な競争が行われる市場環境を整備することは、  
消費者のみならず企業にとっても重要

※独占禁止法に興味がある方は、<http://www.jftc.go.jp/>でより詳細に。



The screenshot shows the homepage of the Japan Fair Trade Commission (JFTC). The header includes the JFTC logo and name in Japanese and English, along with navigation links for 'Site Map' and 'English', and a search bar. The main navigation menu includes 'Home', 'Press Release Materials', 'About Us', 'Activities', and 'Consultation/Procedure Window'. The 'Topics' section lists recent news items with category tags (e.g., 'Announcement', 'Collection', 'Other') and dates. The 'Photo Gallery' section features a group photo of staff and a caption about a meeting in Brussels.

**公正取引委員会**  
Japan Fair Trade Commission

▶ サイトマップ ▶ English

ホーム 報道発表資料 組織について 活動について 相談・手続窓口

**トピックス** RSS

- 広報 最近の報道発表資料(平成21年11月20日) 0000
- 広報 独占禁止法の改正について 0000
- 彙集 「下請取引適正化推進月間」の実施について
- その他 中小事業者取引公正化推進プログラムの実施について 0000
- その他 「公取委による中小事業者のための移動相談会」の実施について 0000
- 彙集 独占禁止法改正法説明会の追加開催について 0000
- その他 平成19・20年生産・出荷集中度調査について
- 制度 事業者団体届出制度の廃止について

**フォトギャラリー**



平成21年9月10日  
ブリュッセルにおいて、第27回  
日EU競争当局定期協議が開催されました。